

1. 対象設備について

機械 及び 装置	映像、音声又は文字情報制作用設備 映画製作設備(現象設備を除く)の内の「照明設備」 娯楽用設備 映画館又は劇場用設備 映画又は演劇興行設備の内の「照明設備」
建物附属設備	電気設備の内の「照明設備」

注：設備とは、償却資産のことで、光源のみの交換、リニューアルキット(改造)などは対象となりません。

・上記の設備で、以下の要件を満たすものについて証明書を発行します。

(1)一定期間内（注）に販売開始された製品であること。

(2) 一代前モデルと比較して生産性指標(lm/W など)が、年平均1%以上向上していること。

（注）一定期間とは、機械及び装置:10年、建物附属設備:14年とする。

2. ご申請できる方

- ・ご申請できるのは、**原則として契約者となる元請(施工者)様または照明メーカーです。**
- ・複数のメーカーの製品を採用なさる場合には、個々の照明メーカーで申請することは難しいため、契約者となる元請(施工者)様をご申請ください。

3. ご申請方法について

- ・電子メールにてご申請ください。送付先アドレス zeisei@jlma.or.jp
- ・申請に必要な書類は下記4のとおりです。
- ・それぞれの書類は **PDF化し、別々のファイル**で名称を付け添付してください。
- ・申請の表題とそれぞれのファイルの名称のつけ方について
申請するメールの名称⇒中小企業税制「性能証明書」申請の件としてください。
メール本文について⇒ ①申請会社名を記載ください。
②**本社名・事業所名**を記載ください。(様式1)の記入欄に合わせてください。

添付ファイルについて⇒

- (ア) 添付ファイルの名称 (様式1)は **(様式1)+本社名・事業所名**としてください。
- (イ) 添付ファイルの名称 (別紙)は**(別紙)+本社名・事業所名+照明メーカー名**としてください。
- (ウ) 添付ファイルの名称 (チェックリスト)は **(チェックリスト)+本社名・事業所名+照明メーカー名**としてください。
- (エ) 添付ファイルの名称 根拠となる資料は **(エビデンス)+本社名・事業所名**としてください。
ただし、会員メーカーの場合
添付ファイルの名称 (メーカー証明書)は **(メーカー証明書)+本社名・事業所名+照明メーカー名**としてください。
(旧モデルなし理由書)は **(旧モデルなし理由書)+本社名・事業所名+照明メーカー名**としてください。
- 添付ファイルの名称 (申請内容確認票)は **(確認票)+本社名・事業所名**としてください。

4. 証明書の発行申請に必要な書類

① (様式1) 証明書 (PDF) 1部作成：ご申請者様が作成

代表者氏名は責任部門長でも可。必ず「担当窓口氏名」と「所属」と「連絡先(電話番号)」を記載すること。

② (様式1) 別紙 (PDF) 1部作成：照明メーカーが作成

設備型式を【様式2】チェックリスト①に合わせて型式名と販売開始年度及び取得等を

する年度、該当・非該当を記入すること。

③ (様式2) チェックリスト① (PDF) 1部作成：照明メーカーが作成

1部作成、添付下さい。

④ 根拠となる資料 (PDF) 1部作成：照明メーカーが作成

生産性向上が年平均1%以上であることを確認できる資料。

一定期間内に販売開始された製品であることを確認できる資料。

旧モデルがない場合は、確認できる資料。

※旧モデルなしは非常に限定的な場合のみ(新会社設立など)であり何かしら比較対象抽出し比較すること

上記が確認できるカタログ・製品仕様書・図面などのコピー等をPDF化。

※日本照明工業会の会員メーカーの場合は専用書式★に必要事項記入。

★【当該設備の販売開始年度および生産性向上率証明書】と【旧モデルなし理由書】が必要です。

★専用書式を使用される場合は事前に同意書の提出が必要になります。

⑤ 「中小企業等経営強化法税制」申請内容確認票 1部作成：ご申請者が作成

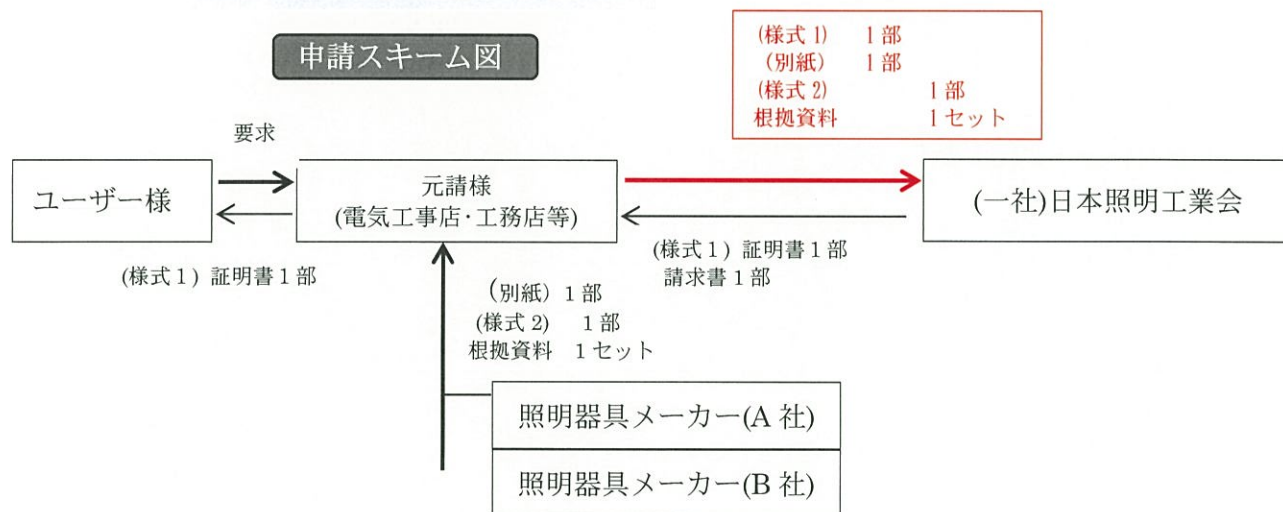
必要な書類がそろっているか、内容に不備がないかチェックしてください。

確認欄全部をチェックし、連絡先や請求先の指定などを記入してください。

特に **PSE チェック欄は必須**です。抜けがないようにお願いします。

【申請先】電子メールにてご申請ください

アドレス zeisei@jlma.or.jp



5. 証明書発行と送付について

申請頂いた(様式1)に整理 No と担当窓口(責任者)氏名・担当窓口氏名・連絡先(電話番号)・発行日付を工業会側で記入したものを証明書とし、同じ整理 No を記入した(別紙)と併せ PDF 化したものをそれぞれ添付して電子メールで返信します。

添付した PDF を証明書としてご利用ください。

6. 事務費用について

1 件につき 3,000 円 [消費税含む] (20 型式まで)

なお、以下の場合には加算手数料を申し受けます。

- 1 件当たりの設備機種数が 20 型式を超える場合

10 型式を越えるごとに 500 円の加算を申し受けます。

例： 1～20機種の場合 3,000円
21～30機種の場合 3,500円
31～40機種の場合 4,000円

- 書類不足や記入事項に不備などがあり、書類を再提出頂く場合再提出1回につき3,000円の加算を申し受けます。

例：設備型式22機種で書類再提出が2回あった場合
初回申請 再提出 再提出
3,500円+3,000円+3,000円 = 9,500円

【ご注意】ご申請者のご都合で申請を取り下げる場合及び対象外だった場合にも上記費用を申し受けます。

請求書はご指定の宛先に郵送しますので、到着次第お振り込み願います。

もし、請求先が申請者と異なる場合は、その旨を「申請内容確認票」に記載下さい。

※ 請求書の再発行につきましては、元の請求額に手数料500円を加算させていただきます。

※ 振込依頼書(支払い依頼書)などの記入や領収書の発行は致しかねます。

7. 標準処理期間

申請に対する処理をするまでに通常要すべき標準的な期間は、メールが到達してからおよそ2週間程度です。

ただし申請書類の不備、申請者の都合等により別途必要となる期間、12月29日～12月31日、1月1日～1月4日、土曜、日曜、祝祭日は、標準処理期間には含まれないものとします。

※処理進捗に関するお問い合わせにはお応えできません。2週ンを過ぎても証明書が届かない場合のみ、お調べいたします。

8. その他

証明書の再発行依頼、メールが利用できない場合などは別途ご相談ください。

9. 税制についての問い合わせ先

詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

税制関係 中小企業庁 財務課 03-3501-5803

法令関係 中小企業庁 企画課 03-3501-1957

尚、設備の資産分類に関するお問い合わせは、所轄の税務署にお尋ねください。